

# 小清水町立学校「土曜授業」設定に関する原則

平成26年制定、平成28・29年、令和元年、令和5年改訂

<目的>小清水町で土曜授業を実施する目的は次のとおりとする。

「土曜授業」の実施により児童・生徒の多様な学習や体験活動の充実を図り、学力向上をはじめ心身の成長を目指す。学校・保護者・地域が連携し、充実した学習機会を提供する。

<定義>「土曜授業」を以下のとおり定義する。

児童生徒の振替休業日を設けずに土曜日・日曜日・祝日を活用して教育課程内の学校教育活動を行うこと。  
(文部科学省の定義による)

令和5年度以降の、小清水町立学校における「土曜授業」の設定に関して、以下のとおり原則を定める。

- 1 土曜授業は、年6回～10回程度とする。
- 2 普通授業日は基本的に小中で同一日とする。行事や参観日等はその限りではない。
- 3 入学式・卒業式、運動会・体育祭、学芸会・文化祭当日は土曜授業として設定することができる。
- 4 原則3連休には設定しない。
- 5 2以上の中学校部活動大会が計画されている日は、できる限り設定しない。
- 6 天候等により土曜授業が実施できなくなったときは、延期とする場合を除き臨時休校として扱う。
- 7 土曜授業日の部活動は可とする。

## 補足事項

- 1 勤務時間は1日、または半日(4時間/3.45時間)とする。
- 2 教員が休みを取る場合、年休等もしくは割振りなしとする。
- 3 臨時休校になった場合、校長の判断で、勤務日もしくは割振りなしとする。
- 4 午前半日勤務、午後部活動の場合、部活動手当を請求できる。
- 5 土曜授業日の部活動下校バスは運行できる。
- 6 週休日の振替について、前4週後8週で行う。その間に取れない場合は特別に直近の長期休業期間内で取る。それでも取れない場合は、その次の長期休業期間で取る。